

公 告

ネットワーク回線調達・保守業務について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和元年9月30日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

ネットワーク回線調達・保守業務

2 入札物件の数量及び特質

ネットワーク回線(SINET5)利用に関する工事、回線利用料及び保守費用 一式

(その他、詳細は「ネットワーク回線調達・保守業務仕様書」によります)

3 契約期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

4 履行場所

公立大学法人奈良県立医科大学

奈良県橿原市四条町840番地

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(7)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等の措置(奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。)期

間中でないこと。

- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q7⑮の「その他サービス」で登録をしている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」。）第30条に規定する更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12号第1項の規程による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であって、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 過去2年間に国、地方公共団体又は独立行政法人と仕様書と種類をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があることを証明できる者であること。
- (7) この公告に示した調達の様式に合致した業務を確実に履行しうる者であること。また、本学への支援を適切かつ遅滞なく行うための体制を整備できること。

第3 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 情報推進室 那須、古茂田

電話番号 0744-22-3051（内線 2162）

2 入札説明書の交付方法

奈良県立医科大学公式Webサイトからダウンロードしてください。

<http://www.naramed-u.ac.jp/university/chotatsujoho/chotatsujoho/index.html>

3 入札説明書の交付期間

公告の日から同年10月18日（金）まで

4 入札説明会の開催

実施しません。

5 現場確認

以下の申請期間に申請を行うことで、現場（EPS・サーバ室等）の確認をすることが出来ます。

申請期間：令和元年10月3日（木）

確認期間：令和元年10月8日（火）又は同年10月9日（水）

時間：午前9時から午後5時

確認内容：奈良県立医科大学及び附属病院の現場確認

申請方法、条件等の詳細は入札説明書で確認してください。

6 入開札の場所等

(1) 日時 令和元年10月29日（火）午前10時

(2) 場所 公立大学法人奈良県立医科大学 臨床医学研究棟1階 大会議室

7 郵便による入札

実施しません。

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額（再入札の場合にあっては最初の入札

の入札金額)の100分の5に相当する額を入札の際に納付するものとします。

ただし、以下に該当する場合は免除します。

(1) 保険会社との間に公立大学法人奈良県立医科大学を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

(2) 過去2年間に国、地方公共団体又は独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

落札者が落札後契約を締結しない場合は、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第17条第2項の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。

ただし、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程(平成19年4月)第26条第1項第5号に該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、第2の(6)に関し、入札参加に必要な書類等を所定の日時まで提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、令和元年10月23日(水)までの間において、公立大学法人奈良県立医科大学から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2) (1)の提出書類等に基づき第2の(6)の規定に該当すると認められる者を入札参加者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す申請の手続が必要です。）

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る再委託契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「再委託契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る再委託契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(6)に該当する場合を除きます。）において、

公立大学法人奈良県立医科大学が当該再委託契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を公立大学法人奈良県立医科大学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書によります。